



すべての子どもたちにゆきとどいた教育を

子ども・教職員にとって持続可能な学校へ

～教育全国署名123万筆超を国会に提出～

1989年から毎年、日本全国でとりくまれている「ゆきとどいた教育を求める全国署名」(教育全国署名)は、2025年度で37年目を迎えました。今年度は123万655筆を集約し、37年間の累計は4億8400万筆を越えました。

この全国的な運動によって、国による小学校の35人学級実現や、各自治体による更なる少人数学級化、所得制限のない高校授業料無償化、各地の給食無償化などを後押ししてきました。2026年度からは中学校の35人学級が段階的に進められ、国による小学生への給食費補助が予定されています。

しかし、日本の公財政教育支出は2.86%(2022年)でOECD諸国最低レベルのままです。私たちは、OECD平均まで引き上げ、教育無償化、OECD平均レベルの少人数学級実現などを目指して、38年目の署名にもとりくんでいきます。



◇全国にある1741の市区町村で教育懇談会を展開しよう

教育大運動1741と名付けたこのキャンペーンは、各地域の教育課題について、保護者・地域・教職員が手を取り合い、協力して解決していこうという目的で行われています。

コロナ禍以降、学習用にタブレット端末が導入されるようになりましたが、自治体からの貸与から、保護者による購入に切り替える自治体が増えています。一人当たり7万円以上の出費になり、大きな負担増になる中、25年度から自己負担の予定だった香川県では、24年度中に保護者・地域と教職員が反対運動を行い、自治体が半額補助する制度を勝ち取りました。

岐阜県では25年8月、26年度からタブレットを自己負担化とする案が出されました。これに対して、保護者・地域、そして教職員が立ち上がり、香川県の運動から学んで、とりくみました。12月には貸与継続か購入の半額補助を選べる制度を勝ち取りました。

この他にも、学校統廃合の計画を押し返し、地域に学校を残す運動などにもつながっています。保護者・地域と教職員が共同して、地域の教育を守るとりくみになっています。

長時間労働を解消するためにも給特法の再改定を！

日本の教員の1週間の法定勤務時間は38.75時間です。しかし、2024年国際教員指導環境調査では、日本の教員の勤務時間は1週間当たり小学校52.1時間、中学校55.1時間と、2018年の前回調査に続いて最長でした。

日本の公立学校の教員は、残業をしても残業代は支給されません。土曜日・日曜日の休日に、クラブ活動の業務をしても、休日勤務手当の支給はありません。代休もとれません。このような、教員の働き方を「定額働かせ放題」と言います。また、労働基本権も制約されているため、スト権はありません。教職員の長時間過密労働と残業代も休日勤務手当も支給しない「定額働かせ放題」が社会で問題視され、教職員の要求と世論は高まり、ともにたたかう労組・団体との共同が広がりました。



全国一斉定時アクションを各地で開催



全教は4月16日、3回目の「全国一斉定時アクション」を行い、全国で多様なとりくみを展開しました。

各組織の書記局と職場をオンラインでつないでの給特法の学習会や職場集会、管理職や未組合員を含めた全員が職場集会に参加し、お菓子を食べながら、給特法や主務教諭、職場の話に花が咲いた職場もありました。校長申し入れに給特法の項目を入れ、校長と給特法について意見交換した職場もありました。

義務制（小・中学校）組織と高校組織の共同で街頭宣伝した組織、上部組織の違う教組と共同で地元国会議員と懇談した組織、広く共

同を広げた団体と街頭宣伝を行い、マスコミ各社でとりあげられた地域もありました。

全教は、とりくみを通して、教職員の働き方（残業代不払い、休日のクラブ活動指導手当の不十分さ）を知らない父母・保護者だけでなく、給特法を知らない多くの教職員とつながり、連帯しました。教員の働き方に焦点があてられ、「教員の働き方を変えよう」の声が、大きな世論と要求になっています。声は出せないけれど、おかしいと感じている教職員は大勢います。職場での学習と対話を通して、改定給特法の矛盾の声がおおきなうねりとなるよう、全教は組合員拡大・組織拡大と結びながらとりくんでいきます。

2026年度、違法な労働実態を告発する措置要求運動にむけた準備を着々と

全教は全教常任弁護団とともに、運動の新たなステージへチャレンジします。1つは給特法で時間外勤務は命じないことを継続したにも関わらず、深刻な超過勤務が生じているという違法状態、2つめは、45分の休憩時間が実質ほとんど取れていないという労働基準法違反について、この2つを適法状態にしていくには、教職員の増員しかないということ年全国各地から「勤務条件に関する措置要求」を活用して、告発していく運動をすすめます。

第15回 FENPROF 全国大会に出席

全教は、5月16・17日、長年交流のあるポルトガル全国教員組合連合（FENPROF）の招待を受け、リスボンで開催された第15回全国大会に参加しました。大会に先立ち開催された国際セミナーでは、日本の教育の課題、給特法改定の動向、全教の運動について発言しました。欧州教育労働組合委員会をはじめ複数の海外教組から、登校拒否・不登校をはじめとする子どもの生きづらさと競争主義的な教育について質問を受けました。

FENPROF やフランス中等学校教員組合（SNES-FSU）とそれぞれおこなった二国間交流では、教職員未配置は世界中で起きている課題であることを共有するとともに、ストライキが日常の要求実現の有効な方法として機能している両教組の運動を学び、改めて日本における公務員の労働基本権回復の重要性を実感しました。全教は、国際連帯を強化し、世界共通の公教育が新自由主義的教育改革によって浸食されている課題に、各国のたたかいから教訓を学び合いたいと考えています。



FENPROF・マニユエラ・メンドーサ委員長、全教・金井裕子書記長、新たに選出された FENPROF・アナベラ・ソタイ委員長

全教の CEART 申し立てに対する勧告とそれを活かすとりくみ

2024年9月に行われた第15回ILO ユネスコ合同専門家委員会(CEART)は、全教が2023年9月に行った日本の教員の長時間過密労働の問題と日本政府の対応についての申し立ての内容も審議が行われ、2025年2月に日本政府への勧告が行われました。

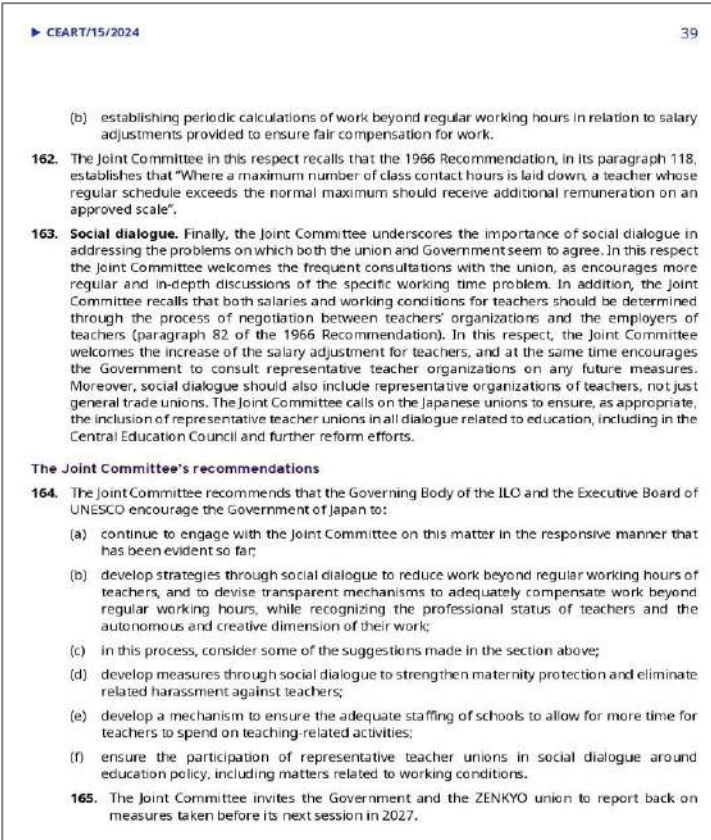
日本政府は、日本の教職員の長時間過密労働は、教員の給与特別措置法により、「時間外勤務は命じない」となっている代わりに「労働基準法に定められた残業代支給は適用除外とする」という内容から、実際に行われている時



間外勤務が自発的業務として扱われ、残業は存在しないという立場を変えていません。

これに対して勧告は、「日本の労働時間管理の実態について2つの重要な問題が生じており、労働時間に対する適切な補償を行うこと」として、地位勧告の第90項(教員の労働負荷)第92・93項(教員の本務)に照らして、①所定労働時間を超える労働について適切に報酬を支払う透明性のある制度を工夫すること、②教員がより多くの時間を教育に関する活動に充てられるように十分な学校職員数を確保するための措置を講ずること、③労働条件に関する問題を含む教育政策をめぐる社会対話に代表的な複数の教員組合の参加を保証すること、などを求めました。

全教は政府・文科省に対して、勧告にもとづく全教との誠実な協議の場の設定を求めるとともに、教職員の実態を社会的に告発するとともに、法律が遵守されていない実態を人事委員会に対して全国から一斉に措置要求を行うなどの準備をすすめています。



核兵器のない世界を求めて



◇核兵器廃絶に向けた「被爆者のお話を聴く会」の開催

全教は7月21日に「被爆者のお話を聴く会」を開催し、東友会(東京の被爆者団体)・日本被団協代表理事の家島昌志さんの証言や、日本原水協の前川史郎さんから核兵器禁止条約をめぐる世界の動きについてお聞きしました。さらに愛高教(愛知)の加藤聡也さんから沖縄への修学旅行にむけておこなった平和学習の実践や、富山高教組の渋谷萌さんから高校生の平和の絵を描くとりくみを報告してもらいました。

◇「教職員平和のつどい」と憲法闘争学習交流集会

広島、長崎で行われた原水爆禁止 2025 年世界大会においては 8 月 7 日、長崎の会場で「教職員平和のつどい」を開催し、全国からおよそ 30 人が参加しました。世界大会や平和教育への思いなど青年教職員から積極的な発言がありました。今年はフランス労働総同盟（CGT）のメンバーも 3 人参加し国際交流をすることもできました。

2026 年 3 月 14 日に全教は憲法闘争学習交流集会を開催しました。「戦争も核兵器もない世界を創るのはわたしたち」というテーマで日本反核法律家協会会長の久保賢一さんを講師に招き講演してもらいました。被団協のノーベル平和賞受賞の意味や原爆裁判の判決の不合理さを学びました。

さらに高校生から核兵器廃絶のために行動している話や、高校で平和学習をした教員から実践報告をしてもらいました。

引き続き、全教は、日本国憲法が謳う、全世界のひとびとが、等しく恐怖と欠乏から免れ、平和のもと幸福に生きる国際社会を実現させるために、核兵器も戦争もない社会をめざして奮闘していきます。



被災地を見る歩く考える行動—「本当の復興とはなにか」を考える



全教では 2011 年の東日本大震災・東京電力福島第一原発事故のあとから、被災地を視察するツアー「被災地を見る・歩く・考える行動」を行っています。

今年は、2024 年 1 月 1 日に大地震に見舞われた石川県・奥能登へ、全国から組合員と関係者 22 人が訪れました。現地案内者は理学ジャーナリストの児玉一八さんです。児玉さんは長年、能登半島の原発問題にとりくんできました。原発避難の難しさや、政府や電力会社が原発計画を地元を受け入れさせるために、権力やお金で住民を分断してきたことなどを学びました。

参加者は、石川県志賀町にある休止中の原発、地面が 4 m も隆起して海底が現れ使えなくなった漁港などの被害を見学しました。



また、昨年から全労連が企画するボランティアには、全教から延べ 31 人が参加しました。倒壊家屋の片づけや農地の整備などに携わり、被災者の話を聴きました。

学校は、プレハブの仮校舎での生活があと 2～3 年続くそうです。子どもたちや教職員の多くは、まだ狭い仮設住宅に住み、生活にストレスを抱えています。